

# 世界各国の産業用ヘンプ

第57回

## ペルー

### 薬用植物の文化が色濃く 参入企業はTHCもCBDも扱う

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に「ヘンプ読本」「大麻草解体新書」「大麻という農作物」がある。

図1：ペルー共和国の地図



ペルー共和国は、空中都市で有名な古代インカの都市マチュピチュがある南米の国である。国土は日本の面積の3・4倍を有し、南北に走るアンデス山脈によって縦断され、西の乾燥した海岸地帯(コスタ)、中央のアンデスの山岳地帯(シエラ)および東のアマゾンの熱帯雨林地帯(セルバ)の3つの地帯に分かれる。人口は首都リマを中心に全国で約3297万人。主要な農産物はサトウキビ、ジャガイモ、米、アスパラガス、コーヒーで、抗炎症剤のキヤツククロウや滋養強壯のマカなどの薬用植物の宝庫としても知られている。

#### 規制薬物コカの特例規定

ペルーにおける大麻草の産業的、医療的、嗜好的な利用は、14〜16世紀のインカ帝国時代を含め、その後も、同国にヘンプを持ち

込んだのは、ほかの南米諸国と同じく16世紀に同地を征服したスペインである。スペイン王室は、植民地との海上交通を支える帆船の帆布やロープに使うヘンプ繊維の需要に応えるためにヘンプ栽培を熱心に推進した。しかし、1821年に独立した後も、隣国チリのようにヘンプの産地化(本誌20年8月号参照)には至らず、注目されてこなかった。その要因の一つに、コカが存在がある。アンデス地域(コロンビア、ペルー、ボリビア)の先住民インディオは、何世紀にもわたって、コカの葉を労働の生産性向上、疲労回復、宗教的儀式、医療などの手段として使ってきた。さらには社交上の絆としても不可欠で、民族の証となっている。コカの葉およびココイン・ペー

図2：ENACO社のコカ茶製品



出典：https://www.enaco.com.pe/es

図3：1961年麻葉単一条約のコカ特例記載箇所

＜第27条＞  
締約国は、芳香剤(いかなるアルカロイドをも含有するものであってはならない)の調整のためのコカ葉の使用を許し、並びにそのような使用に必要な限度においてコカ葉の生産、輸入、輸出、取引及び所持を許すことができる。

約で、医療用や科学研究を除くコカの葉の伝統的利用を86年までに廃絶することが明記されたが、履行されていない。それどころか、78年に施行された同国の薬物法では、49年からコカを販売してきた国営コカ企業であるENACO社に合法的な生産・加工・販売を独占的に認められた。同社製のコカ茶には1杯当たり平均4・2mgのコカインが含まれている(図2)。実は、この国営企業からココイン成分を含まないコカの葉を香料として大量に商業利用しているのが、コカ・コーラ社である。コカの葉の香料が麻薬に指定されないように、単一条約の条項に例外的追加規定を設けたほどだ(図3)。この特例は国際条約が多国籍企業のビジネス利権保護に配慮した事例として有名である。

同国のコカ産業は、植民地時代から長く続く貧困農家の貴重な収入源として根付いており、北米のコカイン需要は昔も現在も強固に存在するため、栽培根絶の目標達成は夢物語でしかない。そのため、アルコールやタバコのように合法化して課税管理する政策が模索されている。

## 医療目的での合法化

近年は、ペルーでもヘンプの合法化が進んだ。難治性てんかんを患っていた息子を助けたために母親のアナ・アルバレスがとった行動がきっかけとなった。彼女は、2015年に米国CNNの医療番組で有名になったCBD（カンナビジオール）が息子の病状にも効くことを知った。すぐさま安定的に入手できるように当時違法だった栽培と抽出を手掛け、さらには医師の協力を得て必要な人にも配布できるように80名のグループを組織化した。ところが、17年2月に警察がこのグループを摘発したことで問題が公となったしまったのだ。

この件はペルー国内で大きな話題となり、非人道的だと警察への批判が高まった。そして、17年11月に制定された法律第30681

号（大麻法）により、個人および法人は医療および治療目的のみを目的とした大麻およびその派生物を使用、研究、生産、輸入、および製品化することができるようになった。実質的にはその許可は製薬会社にしか許可が下りないという制度上の不備は、21年7月に制定された法律第31312号によって、2名以上の患者団体による治療目的の栽培、所持、使用を正規に認める形で改定された。

## 花葉の利用に特化

19年2月には、マリファナの主成分であるTHCの含有量に基づいて「精神活性大麻」と「非精神活性大麻」を区別する規則第30681号（大麻規則）が制定された。非精神活性大麻とは、THCの含有量が1%未満（乾燥重量）である大麻植物およびその植物の任意の部分と定義され、英語のヘンプと同義の「canamo（カナモ）」というスペイン語で呼ばれている。

科学的根拠がまだ不十分などころはあるが、THCとCBDの割合で適用疾患が異なることが知られている（図4）。同国のヘンプ市場には国内外から少なくとも40社ほど参入しているが、THCの含

有量が多い精神活性大麻も、CBDが多い非精神活性大麻も両方とも合法化されているため、どの企業も両方の大麻に対応している。

19年設立のアンデナチュラル社は、米国原料の輸入を開始し、22年から国内栽培、製造、流通へと切り替えた。患者は、①保健省の医薬品・供給・医薬品総局に患者登録して、②医師の処方箋をもとらって、③認可薬局から同社の適正製造基準（GMP）で作られた製品を購入できるという仕組みを構築した。製品価格は、THCがほとんど入っていないCBD濃度10%の10mlの経口摂取タイプで85ソル（約3000円）。患者の病状に対応するTHCとCBDの配合割合を変えた製品をオーダーメイドで購入できる（図4）。

薬用植物が文化的に根付いているペルーでは専ら花葉の利用に特化しており、諸外国で取り組んでいるヘンプ繊維や種実の利用への関心は高くない。むしろ、似たような文化的背景を持つ隣国のコロンビアやエクアドルなどのヘンプ合法化国との競争に晒されている。ペルーの独自性を出すべく各事業者の創意工夫が試されているといえるだろう。

図5：アンデナチュラル社のCBD製品



出典：https://shopanden.com

図4：THCとCBDの配合割合と適用疾患

